

(別記1)

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年3月13日

(最終改定 令和6年12月26日)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを以下のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号）（以下「マニュアル」という。）による。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

マニュアルによる技術者の専任配置の特例は次のとおりである。

- ①専任特例1号
- ②専任特例2号（監理技術者のみ適用）
- ③工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（主任技術者のみ適用）
- ④複数の工事を同一工事とみなせる場合

ただし、専任特例2号において、下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

- ア 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）
- イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
- ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

なお、④は兼務にはあたらないため、①～③の特例を併用できる。

第3 技術者の専任配置の特例に関する手続等

1 技術者兼務届の提出が必要な場合

県発注工事の技術者が専任配置の特例を適用する場合は、技術者兼務届（様式1）に技術者の兼務に関する誓約事項（様式2）を添えて提出するものとする。

2 技術者兼務届の提出時期

新たに契約する工事の契約締結までに、専任配置の特例を適用する各工事の発注機関の長に提出する。

なお、県以外の発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関の指示に従うものとする。

3 技術者の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、技術者の兼務に関する誓約事項の確認表（様式3）により（様式2）の誓約事項が要件に適合しているか確認する。

確認時期は、工事現場における施工体制の把握要領（令和6年9月24日付け6建政技第171号）による監理技術者（主任技術者）の専任制の確認時（施工プロセスチェック実施時）とする。

要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

第4 入札手続きにおける取扱いについて

兼務を認めない工事を発注する場合は、要件調書又は請負人等選定調書に次の例を参考にその旨を記載し、入札公告において明示するものとする。

(記載例) 建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)に該当する監理技術者の配置は認めない。

第5 適用時期

令和6年12月13日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。